

平成 27 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 27 年 7 月 7 日 (火)

於：高松サンポート合同庁舎

旧中労委会議室

出席者	公益側	東、泉川、柴田、高塚、松浦
	労働者側	白石、十川、本田、山
	使用者側	田島、中川、濱田、福家、森川

- 議 題
- (1) 会長、会長代理の選出
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等承認
 - (3) 審議の進め方等承認
 - (4) 議事録署名委員の指名
 - (5) 香川県最低賃金の改正諮問
 - (6) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議
 - (7) その他

【賃金室長】 ただ今から、平成 27 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者代表の横山委員が所用のため欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 14 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日は第 1 回目の会議ですので、会長並びに会長代理が選出されるまで事務局において司会、進行をさせていただきます。

それでは、初めに藤永香川労働局長から御挨拶申し上げます。

【藤永局長】 香川労働局長の藤永でございます。

平成 27 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より労働行政、とりわけ最低賃金制度の運営について、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして厚く御礼申し上げますとともに、本日はお忙しい中、御参集賜りましてありがとうございます。

さて、先月末に、「日本再興戦略」改訂 2015 及び平成 27 年の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」いわゆる「骨太の方針」が、閣議決定をされました。

この中で、日本経済は、緩やかな景気回復基調が続いており、「デフレ脱却・経済再生」は大きく前進してきたとされております。

また、雇用については有効求人倍率が 23 年ぶりの高水準、失業率は 3.3%と 18 年ぶりの最低水準となっています。

地方経済について、消費の回復には地域ごとにばらつきがみられるものの、安倍内閣発足後以降、有効求人倍率が全ての地域で上昇し、香川の場合においては全国 10 位、1.39 となっております。また、ベースアップする企業も増加しているなど、雇用、所得面での改善が波及しつつある、としています。

こうした認識を踏まえまして、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においては、「経済拡大中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」とされ、また、改訂「日本再興戦略」におきましては、「全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」とされております。

政府の最低賃金に対する方針は、一昨年から変わっておりません。政府の姿勢は、一昨年の当審議会における局長からの諮問文において示したとおり、いわゆる「骨太の方針」及び「日本再興戦略」の方針に配意して、御審議いただきたいということでございます。

皆様方におかれましては、このような点についても御考慮いただき、御審議くださいますよう、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、このあと香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただくこととしておりますが、本審議会での議論が実り多きものとなり、審議会の総意として、ぜひとも昨年同様全会一致での答申をいただきますようお願い申し上げます、審議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【賃金室長】次に、本日お配りしております資料ですが、会次第、資料目次がございまして

- 資料No.1 第51期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No.2 香川地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 資料No.3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- 資料No.4 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）
- 資料No.5 第51期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）
- 資料No.6 平成27年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No.7 平成27年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 資料No.8 平成26年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.9 「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」（関係部分抜粋）
- 資料No.10 香川の賃金の概況（平成27年）
- 資料No.11 香川県の雇用情勢、労働市場の動向（平成27年5月分）
- 資料No.12 香川県内経済概況（平成27年4月分）
- 資料No.13 香川県金融経済概況（平成27年6月分）

また、冊子として、「平成27年度版最低賃金決定要覧」と「平成27年度労働行政のとりくみ」、それから中小企業への支援事業に関する周知用リーフレット2枚をお配りしております。以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

【賃金室長】次に、委員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。資料1の名簿順にお名前だけ御紹介させていただきます。

（委員紹介）

田島委員、森川委員が今期から新しく任命されております。新しく委員になられた方には事前に辞令をお渡しさせて頂き、新しく、委員となられた以外の委員の方の辞令につきましては、席上に置かせていただいております。

なお、任期につきましては、平成 29 年 4 月 20 日までの 2 年間となっておりますので、よろしく願いいたします。

続いて事務局側です。

(事務局紹介)

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題（1）の「会長、会長代理の選出」から始めさせていただきます。最低賃金法第 24 条第 2 項では、(要覧 p 148)「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とあり、また同条第 4 項では、「会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と規定されております。

従来、公益委員の間で会長及び会長代理を協議の上内定し、委員の皆様の御承認を得て決定してまいったところですが、今期につきましても従来どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは公益委員の方々であらかじめ御協議いただいた結果、会長には松浦委員、会長代理には泉川委員と伺っております。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長、会長代理のプレートを立てる)

それでは、松浦会長ならびに泉川会長代理に、それぞれ御挨拶をお願いしたいと思います。初めに松浦会長、よろしく願いいたします。

【松浦会長】 ただ今、委員の皆様の御承認をいただきまして、前期に引き続きまして会長職を仰せつかることになりました松浦でございます。

最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の合意が

図られますよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれの御主張がおりと思っておりますけれども、本年もぜひとも全会一致での答申に至りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【泉川会長代理】 会長代理に選出されました泉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長代理として微力ではありますが、審議会の運営をサポートして参りたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

【賃金室長】 それでは、会長並びに会長代理が決まりましたので、これからの議事進行は会長をお願いいたしたいと思っております。

【松浦会長】 それでは会議次第によりまして、議題（２）に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、資料No.2から資料No.5につきまして、説明させていただきますが、いずれも内容は従来と同様でございますので、読み上げは省略させていただきます、要点のみ説明をさせていただきます。

まず資料No.2の「審議会運営規程（案）」を御覧ください。

審議会の議事運営について定めたものでございますが、第3条では、審議会の議決により特定の議案について調査審議を行うため、小委員会を設けることができると規定し、会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成するとともに、委員長及び委員長代理は公益委員をあてることとしております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」について御審議いただき、本審に報告していただいていたところでございます。

この小委員会の運営に関しましては、資料No.3の「運営小委員会運営規程（案）」として配付しておりますので御覧ください。

また、資料No.5としまして「運営小委員会委員名簿（案）」を配付いたしております。

委員の候補につきましては、基本的に前期の委員といたしております。公益委員は、泉川委員、柴田委員、松浦委員を候補とさせていただいております。岩村委員の退任に伴い柴田委員を候補とさせていただいております。

労働者代表委員は、十川委員、本田委員、山委員を候補とさせていただいております。

使用者代表委員は、田島委員、中川委員、福家委員を候補とさせていただいております。

森川英憲委員の退任に伴い、田島委員を候補とさせていただいております。

次に、資料No.2の「審議会運営規程（案）」第6条では、会議は原則公開としておりますが、必要な場合には、会長は会議を非公開とすることができる旨、規定しております。

これまで当審議会の取り扱いといたしましては、本審については、会議、議事録及び資料は公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については、率直な意見交換や意思決定の中立性を担保するため等の理由によりまして、会議、議事録及び資料については非公開とし、議事要旨を作成して公開することとして、初回の本審において決定してきたところでございます。

なお、資料No.4としまして「会議公開要綱（案）」を配付いたしております。

以上、御説明いたしましたとおり、「審議会運営規程（案）」「運営小委員会運営規程（案）」「運営小委員会委員名簿（案）」「会議公開要綱（案）」について御審議の上、御承認いただければと思います。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することとしてよろしいか、併せて御確認いただければと思います。

【松浦会長】 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等ございますか。特によろしいですか。

（「はい」の声あり）

【松浦会長】 では、資料No.2から5の「審議会運営規程案」「審議会運営小委員会運営規程案」「審議会運営小委員会委員名簿案」「審議会会議公開要綱案」については、（案）を取っていただき、本日から施行することといたします。

したがいまして、本審議会に運営小委員会を設置いたしますとともに、運営小委員会委員名簿のとおり委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することといたします。

(運営規定等の(案)なしを配布)

【松浦会長】 それでは、次に議題の(3)の「審議の進め方等について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、御説明いたします。資料No.6の「平成27年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」を御覧下さい。

これは、第50期最後の平成26年度第6回の本審におきまして審議され、成案として第51期審議会に申し送りされたものでございます。本日御承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、専門部会の審議回数を概ね3回とすること、審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決議とすること、この場合、全会一致での決議を原則とすること。香川県最低賃金の効力発生日は10月1日、特定最低賃金の効力発生日は12月15日を努力目標とすること、来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において意向確認を行うこと等でございます。

よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、本年度の最低賃金の審議につきましては、ただ今御承認いただいた「審議の進め方」により進めることといたします。

なお、この「最低賃金の審議の進め方等について」でございますが、審議の確認事項といたしまして、従来の慣行に従い局長あて報告したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。それでは局長への報告文、(案)でございますが、事務局で配付して下さい。

(報告文(案)配付)

【松浦会長】 それでは、事務局で簡単に説明してください。

【賃金室長】 「最低賃金の審議の進め方等について」

香川地方最低賃金審議会は、平成 27 年度の最低賃金の審議の進め方等について、下記のとおり取りまとめたので報告する。

「記」以下は、先ほどの資料No.6の「平成 27 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」の内容となっております。

【松浦会長】 ありがとうございます。それではこの(案)を取りまして、局長に報告いたします。

(会長より局長へ報告文を手交)

【藤永局長】 円滑に御審議をいただき、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【松浦会長】 続きまして、議題(4)の議事録署名委員の指名でございます。

運営規程の第7条により、議事録には会長及び会長が指名した委員2人が署名するとされておりますので、第51期平成27年度審議会の議事録の署名委員には、労働者側からは本田委員、使用者側からは福家委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。それでは本田委員、福家委員、よろしくお願いいたします。

それでは次に議題(5)の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。改正諮問についてよろしく申し上げます。

【賃金室長】 それでは、はじめに局長から会長へ諮問文をお渡しします。

(局長から諮問文を会長へ手交)

【松浦会長】 それでは、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(諮問文(写)を配布)

【松浦会長】 それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長】 (諮問文朗読)

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の局長からの諮問について、何か御質問、御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。今後の審議の進め方について、事務局から説明してください。

【賃金室長】 今後の審議等について、説明させていただきます。

まず、最低賃金法第 25 条第 2 項 (要覧 p 148) により専門部会を設置することになります。

専門部会は同条第 3 項及び最低賃金審議会令第 6 条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ 3 名により構成されます。

したがって、労使各 3 名ずつの委員の推薦をお願いいたします。

推薦日程は、本日 7 月 7 日推薦公示、7 月 21 日締切りとし、7 月 22 日に任命予定とさせていただきます。

また、専門部会の設置手続きと併せまして、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取に係る公示を本日举行させていただきます。

意見の提出期限につきましても、まことに期間が短くて申し訳ございませんが、7 月 21 日までとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【松浦会長】 以上の説明について何か御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 次に議題 (6) の「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議」に入ります。事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」

と規定されております。

そして、本日御確認いただいた「平成 27 年度最低賃金の審議の進め方等について」の記の 1 の（5）におきまして、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の議決をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定されているところでございます。

したがいまして、本日の審議会におきまして、「香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議決をもって、審議会の決議とする。」ということにつきまして、改めて御確認をお願いしたいと存じます。

【松浦会長】 ただ今説明のありました、各専門部会の議決をもって審議会の決議とする最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について、御承認を再度確認いたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【松浦会長】 それでは最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することといたします。

最後に、議題（7）その他に入りたいと思いますが、事務局の方で何かございますか。

【賃金室長】 本年 5 月 13 日に全労連四国地区協議会および香川県労連から「全国一律最賃・時給 1,000 円以上の実現」を求める要請書が香川労働局長あて提出されておりますので御報告いたします。

次に、本日お配りしております資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、資料 No. 8 から 13 と別途配付資料をお配りしております。資料 9 は「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」（抜粋）となっております。資料 10 は賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況、資料 11 は香川労働局職業安定部が 6 月末に発表した平成 27 年 5 月の雇用情勢、資料 12 は財務省四国財務局が 4 月に発表した香川県内経済概況、資料 13 は日本銀行高松支店が 7 月 1 日に発表した香川県金融経済概況、となっております。

また、「決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主だった内容について、広報

のため取りまとめたものでございます。

続いて、リーフレットですが、厚生労働省において平成 23 年度から実施しております「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」を周知するためのものでございます。

一つは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口の利用案内で、昨年度に引き続き、香川労働局が香川県経営者協会に委託して実施しております。

もう一つは、賃金改善に取り組む中小企業に対して、一定の要件を満たした場合に助成金を支給するというものでございます。

最後に、今後、専門部会におきまして、最低賃金に関する基礎調査結果等を取りまとめ、御説明申し上げる予定としております。

説明は以上です、よろしく願いいたします。

【松浦会長】 事務局からの説明及び審議会資料に関して何か御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 その他事務局から何かございますか。

【賃金室長】 この後、委員の皆様は、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【松浦会長】 それでは用意した議題は終わりましたが、他に御発言ございませんか。

なければ第 1 回の本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

—了—